

令和 7 年 6 月定例会提出議案概要（記者発表資料）

1	招集告示日	令和 7 年 5 月 2 7 日	
2	招 集 日	令和 7 年 6 月 3 日	
3	提出議案件数	2 2 件	
	予 算	4 件	
	条 例	5 件	
	その他	1 3 件	
4	議案等件名		
	議案第 5 0 号	西条市税条例の一部を改正する条例の専決処分 について	1
	議案第 5 1 号	令和 7 年度西条市一般会計補正予算（第 3 回） について	別 冊
	議案第 5 2 号	令和 7 年度西条市一般会計補正予算（第 4 回） について	
	議案第 5 3 号	令和 7 年度西条市国民健康保険特別会計補正予 算（第 1 回）について	
	議案第 5 4 号	令和 7 年度西条市後期高齢者医療保険特別会計 補正予算（第 1 回）について	
	議案第 5 5 号	財産の取得について	2
	議案第 5 6 号	財産の取得について	3
	議案第 5 7 号	土地改良事業の施行について	4
	議案第 5 8 号	特定事業契約の一部変更について	5
	議案第 5 9 号	西条市税条例の一部を改正する条例について . .	6
	議案第 6 0 号	西条市国民健康保険税条例の一部を改正する条 例について	7
	議案第 6 1 号	西条市手数料条例の一部を改正する条例につい て	1 1
	議案第 6 2 号	西条市市営住宅設置及び管理条例の一部を改正 する条例について	1 2
	議案第 6 3 号	西条市水道事業の設置等に関する条例の一部を 改正する条例について	1 3
	報告第 1 号	令和 6 年度西条市繰越明許費繰越計算書につい て	1 4
	報告第 2 号	令和 6 年度西条市公共下水道事業会計予算繰越 計算書について	1 5

報告第 3 号	西条市土地開発公社の経営状況について	1 6
報告第 4 号	公益財団法人佐伯記念育英会の経営状況につい て	1 7
報告第 5 号	株式会社西条産業情報支援センターの経営状況 について	1 8
報告第 6 号	株式会社ソラヤマいしづちの経営状況について .	1 9
報告第 7 号	交通事故に伴う和解及び損害賠償の額の決定の 専決処分について	2 0
報告第 8 号	権利の放棄について	2 1

議案第 5 0 号 西条市税条例の一部を改正する条例の専決処分について
(課税課)

1 提出の理由

地方税法及び地方税法等の一部を改正する法律の一部を改正する法律（令和 7 年法律第 7 号）が令和 7 年 3 月 3 1 日に公布され、その一部が同年 4 月 1 日から施行されたことに伴い、該当部分について、西条市税条例の一部を改正する条例を専決処分したので、これを報告し、承認を求めるものである。

2 概要

- (1) 原動機付自転車の 2 輪のもので、総排気量 1 2 5 c c 以下かつ最高出力 4 . 0 k W 以下のものに係る軽自動車税種別割の税率を 2 , 0 0 0 円とするとともに、当該原動機付自転車に係る減免申請書の記載事項に関する規定の整備を行う。
- (2) マイナ免許証の運用開始に伴う減免申請時の運転免許証の提示義務に関する規定等の整備を行う。
- (3) 特定マンションの大規模修繕を行った場合における固定資産税の減額に関する特例について、申告書の提出がない場合でも、一定の要件に該当すると認められる場合には特例を適用することができることとする。

3 施行期日

令和 7 年 4 月 1 日

議案第 55 号 財産の取得について

(契約課)

1 提出の理由

G I G A スクール用端末を取得することについて、西条市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（平成 16 年西条市条例第 48 号）第 3 条の規定により、議会の議決を求めようとするものである。

2 概要

(1) 取得物件

G I G A スクール用端末

(2) 取得金額

455,822,400 円

(3) 取得相手方

今治市南大門町 1 丁目 1 番地の 15

四国通建株式会社

代表取締役 高 木 康 弘

議案第 56 号 財産の取得について

(契約課)

1 提出の理由

災害対応特殊消防ポンプ自動車（CD－I 型）を取得することについて、西条市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（平成 16 年西条市条例第 48 号）第 3 条の規定により、議会の議決を求めようとするものである。

2 概要

(1) 取得物件

災害対応特殊消防ポンプ自動車（CD－I 型）

(2) 取得金額

45,232,000 円

(3) 取得相手方

松山市余戸中 6 丁目 9 番 52 号

小川ポンプ工業株式会社愛媛支社

支社長 白石 安德

議案第 57 号 土地改良事業の施行について

(農業基盤整備課)

1 提出の理由

北条地区に用水ポンプの新設を、愛媛県単独土地改良事業にて実施するに
当たり、土地改良法（昭和 24 年法律第 195 号）第 96 条の 2 第 2 項の規定
により、議会の議決を求めるものである。

2 概要

(1) 地区名

北条地区

(2) 工種

かんがい排水

(3) 事業費

44,000,000 円

(4) 受益面積

10.9 ヘクタール

(5) 受益者数

31 戸

(6) 整備内容

井戸 深さ 33 メートル

用水ポンプ 1 基

(7) 事業期間

令和 7 年度及び令和 8 年度

議案第 58 号 特定事業契約の一部変更について

(教育総務課)

1 提出の理由

西教総第 379 号西条市立小中学校・幼稚園空調設備整備 P F I 事業に係る特定事業契約の一部変更について、民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律(平成 11 年法律第 117 号)第 12 条の規定により、議会の議決を求めるものである。

2 概要

(1) 変更契約金額

1, 991, 749, 976 円
(4, 783, 908 円の増)

(2) 契約の相手方

西条市朔日市 300 番地 1
株式会社西条学校空調 P F I サービス
代表取締役 岡 村 和 彦

(3) 変更内容

令和 4 年西条市議会第 3 回 6 月定例会において議決された変更契約の締結時と比較して物価指数が契約で定める割合を超えて変動したことに伴い、当初の契約期間のうち、令和 7 年 4 月 1 日から契約が満了する令和 13 年 3 月 31 日までの間について、空調設備の維持管理のサービス対価を増額するもの

議案第 59 号 西条市税条例の一部を改正する条例について

(課税課)

1 提出の理由

地方税法及び地方税法等の一部を改正する法律の一部を改正する法律（令和 7 年法律第 7 号）が公布されたことに伴い、所要の条例改正を行おうとするものである。

2 概要

- (1) 公示送達について、インターネットを用いる方法により行うこととするとともに、掲示場での書面の掲示による方法又は事務所に設置したパソコン画面での表示による方法により行うこととする。
- (2) 市民税の申告における控除金額について、新たに特定親族特別控除額を追加するとともに、個人住民税申告義務に関する規定及び扶養親族等申告書に関する規定の整備を行う。
- (3) 国のたばこ税の見直しに伴い、市のたばこ税においても、加熱式たばこの課税標準の特例の規定を新設する。

3 施行期日

令和 8 年 1 月 1 日。ただし、附則第 16 条の 2 の次に 1 条を加える改正規定及び附則第 4 条の規定にあつては令和 8 年 4 月 1 日、第 18 条及び第 18 条の 3 の改正規定並びに附則第 2 条の規定にあつては、地方税法等の一部を改正する法律（令和 5 年法律第 1 号）附則第 1 条第 12 号に掲げる規定の施行の日

議案第 6 0 号 西条市国民健康保険税条例の一部を改正する条例について

(課税課)

1 提出の理由

地方税法施行令及び国有資産等所在市町村交付金法施行令の一部を改正する政令（令和 7 年政令第 1 1 9 号）の一部が施行されたことに伴い、及び令和 7 年度の国民健康保険税の税率を定めるため、所要の条例改正を行おうとするものである。

2 概要

(1) 国民健康保険税の課税限度額の引上げ

ア 基礎課税額の限度額を 6 5 万円から国が示す限度額基準の 6 6 万円に引き上げる。

イ 後期高齢者支援金等課税額の限度額を 2 4 万円から国が示す限度額基準の 2 6 万円に引き上げる。

区 分	課 税 限 度 額	
	改 正 案	現 行
基礎課税額（医療分）	<u>6 6 万円</u>	<u>6 5 万円</u>
後期高齢者支援金等課税額（支援分）	<u>2 6 万円</u>	<u>2 4 万円</u>
介護納付金課税額（介護分）	（現行どおり）	1 7 万円

(2) 国民健康保険税の軽減措置における軽減判定所得の引上げ

ア 5 割軽減の対象となる世帯の軽減判定所得の算定において、被保険者及び特定同一世帯所属者の数に乘すべき金額を現行の 2 9 万 5, 0 0 0 円から 3 0 万 5, 0 0 0 円に引き上げる。

イ 2 割軽減の対象となる世帯の軽減判定所得の算定において、被保険者及び特定同一世帯所属者の数に乘すべき金額を現行の 5 4 万 5, 0 0 0 円から 5 6 万円に引き上げる。

区 分	軽 減 対 象 世 帯 の 判 定 基 準	
	改 正 案	現 行
7 割軽減世帯	（現行どおり）	世帯の合計所得 ≤ 430, 000 円 + 100, 000 円 × (給与所得

		者等 ^{※1} の数-1)
5割軽減世帯	世帯の合計所得 $\leq 430,000$ 円+ <u>305,000円</u> $\times$ (被保険者数+特定同一世帯所属者 ^{※2} 数)+100,000円 $\times$ (給与所得者等の数-1)	世帯の合計所得 $\leq 430,000$ 円+ <u>295,000円</u> $\times$ (被保険者数+特定同一世帯所属者 ^{※2} 数)+100,000円 $\times$ (給与所得者等の数-1)
2割軽減世帯	世帯の合計所得 $\leq 430,000$ 円+ <u>560,000円</u> $\times$ (被保険者数+特定同一世帯所属者数)+100,000円 $\times$ (給与所得者等の数-1)	世帯の合計所得 $\leq 430,000$ 円+ <u>545,000円</u> $\times$ (被保険者数+特定同一世帯所属者数)+100,000円 $\times$ (給与所得者等の数-1)

※1 給与所得者等 給与収入が55万円を超える者、公的年金等収入が60万円を超える65歳未満の者又は公的年金等収入が125万円を超える65歳以上の者

2 特定同一世帯所属者 後期高齢者医療制度への移行に伴い国民健康保険の被保険者の資格を喪失した者で、その後継続して同一の世帯に属するもの

(3) 税率及び軽減額の改定

ア 基礎課税額（医療分）

(ア) 所得割額 6.71%（現行 7.87%）

(イ) 被保険者均等割額（1人につき）28,840円（現行33,250円）

(ウ) 世帯別平等割額

特定（継続）世帯以外 18,970円（現行22,070円）

特定世帯 9,485円（現行11,035円）

特定継続世帯 14,227円（現行16,552円）

(エ) 軽減世帯の被保険者均等割額の軽減額を次のとおりとする。

・7割軽減世帯（1人につき）20,188円（現行23,275円）

・5割軽減世帯（1人につき）14,420円（現行16,625円）

・2割軽減世帯（1人につき）5,768円（現行6,650円）

(オ) 未就学児の被保険者均等割額の軽減額を次のとおりとする。

・7割軽減世帯（1人につき）4,326円（現行4,988円）

・5割軽減世帯（1人につき）7,210円（現行8,313円）

・2割軽減世帯（1人につき）11,536円（現行13,300円）

- ・軽減世帯以外(1人につき) 14,420円(現行16,625円)

(カ) 軽減世帯の世帯別平等割額の軽減額を次のとおりとする。

- ・7割軽減世帯について

特定(継続)世帯以外	13,279円(現行15,449円)
特定世帯	6,640円(現行7,725円)
特定継続世帯	9,959円(現行11,587円)

- ・5割軽減世帯について

特定(継続)世帯以外	9,485円(現行11,035円)
特定世帯	4,743円(現行5,518円)
特定継続世帯	7,114円(現行8,276円)

- ・2割軽減世帯について

特定(継続)世帯以外	3,794円(現行4,414円)
特定世帯	1,897円(現行2,207円)
特定継続世帯	2,846円(現行3,311円)

イ 後期高齢者支援金等課税額(支援分)

(ア) 所得割額 2.78%(現行3.09%)

(イ) 被保険者均等割額(1人につき) 11,730円(現行12,720円)

(ウ) 世帯別平等割額

・特定(継続)世帯以外	7,710円(現行8,440円)
・特定世帯	3,855円(現行4,220円)
・特定継続世帯	5,782円(現行6,330円)

(エ) 軽減世帯の被保険者均等割額の軽減額を次のとおりとする。

・7割軽減世帯(1人につき)	8,211円(現行8,904円)
・5割軽減世帯(1人につき)	5,865円(現行6,360円)
・2割軽減世帯(1人につき)	2,346円(現行2,544円)

(オ) 未就学児の被保険者均等割額の軽減額を次のとおりとする。

・7割軽減世帯(1人につき)	1,760円(現行1,908円)
・5割軽減世帯(1人につき)	2,933円(現行3,180円)
・2割軽減世帯(1人につき)	4,692円(現行5,088円)
・軽減世帯以外(1人につき)	5,865円(現行6,360円)

(カ) 軽減世帯の世帯別平等割額の軽減額を次のとおりとする。

- ・7割軽減世帯について

特定(継続)世帯以外	5,397円(現行5,908円)
特定世帯	2,699円(現行2,954円)
特定継続世帯	4,048円(現行4,431円)

- ・5割軽減世帯について

特定（継続）世帯以外	3, 8 5 5 円（現行	4, 2 2 0 円）
特定世帯	1, 9 2 8 円（現行	2, 1 1 0 円）
特定継続世帯	2, 8 9 1 円（現行	3, 1 6 5 円）
・ 2 割軽減世帯について		
特定（継続）世帯以外	1, 5 4 2 円（現行	1, 6 8 8 円）
特定世帯	7 7 1 円（現行	8 4 4 円）
特定継続世帯	1, 1 5 7 円（現行	1, 2 6 6 円）
ウ 介護納付金課税額（介護分）		
（ア）所得割額	2. 3 8 %（現行	2. 5 4 %）
（イ）被保険者均等割額（1 人につき）	1 2, 2 0 0 円（現行	1 2, 8 9 0 円）
（ウ）世帯別平等割額	5, 9 9 0 円（現行	5, 7 9 0 円）
（エ）軽減世帯の被保険者均等割額の軽減額を次のとおりとする。		
・ 7 割軽減世帯（1 人につき）	8, 5 4 0 円（現行	9, 0 2 3 円）
・ 5 割軽減世帯（1 人につき）	6, 1 0 0 円（現行	6, 4 4 5 円）
・ 2 割軽減世帯（1 人につき）	2, 4 4 0 円（現行	2, 5 7 8 円）
（オ）軽減世帯の世帯別平等割額の軽減額を次のとおりとする。		
・ 7 割軽減世帯について	4, 1 9 3 円（現行	4, 0 5 3 円）
・ 5 割軽減世帯について	2, 9 9 5 円（現行	2, 8 9 5 円）
・ 2 割軽減世帯について	1, 1 9 8 円（現行	1, 1 5 8 円）

3 施行期日等

(1) 施行期日

公布の日

(2) 適用区分

改正後の条例の規定は、令和 7 年度以後の年度分の国民健康保険税について適用する。

議案第 6 1 号 西条市手数料条例の一部を改正する条例について

(建築審査課)

1 提出の理由

都市計画法（昭和 4 3 年法律第 1 0 0 号）及び租税特別措置法（昭和 3 2 年法律第 2 6 号）に基づく申請に係る手数料について、所要の条例改正を行おうとするものである。

2 概要

令和 7 年 4 月 1 日に愛媛県が都市計画法及び租税特別措置法に基づく申請に係る手数料を改定したことに伴い、西条市においても愛媛県及び愛媛県内他市との均衡を図るため、これに係る手数料を改定する。

3 施行期日

令和 7 年 7 月 1 日

議案第 6 2 号 西条市市営住宅設置及び管理条例の一部を改正する条例について

(施設管理課)

1 提出の理由

西条市公営住宅等長寿命化計画に基づき、老朽化した泉町 6 区及び川原谷第 1 団地を廃止するため、所要の条例改正を行おうとするものである。

2 概要

別表の泉町 6 区及び川原谷第 1 団地に関する規定を削除する。

3 施行期日

公布の日

議案第 6 3 号 西条市水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する
条例について

(水道業務課)

1 提出の理由

字の新設及び区域の変更並びに小字が廃止されたことに伴い、所要の条例改正を行おうとするものである。

2 概要

条例において規定する給水区域に小松町新宮の一部を加える。

3 施行期日

公布の日

報告第 1 号 令和 6 年度西条市繰越明許費繰越計算書について

(財政課)

1 提出の理由

繰越明許費を設定している事業について、令和 7 年度へ予算繰越の措置をしたので、地方自治法施行令（昭和 2 2 年政令第 1 6 号）第 1 4 6 条第 2 項の規定により、議会に報告するものである。

2 繰越明許費繰越予算の概要

【一般会計】

○繰越明許費 8 事業の合計

繰越額		886,121,000円
充当財源	既収入特定財源	8,328,000円
	国庫支出金	542,820,000円
	県支出金	3,850,000円
	市債	214,000,000円
	一般財源（繰越金）	117,123,000円

報告第 2 号 令和 6 年度西条市公共下水道事業会計予算繰越計算書に
ついて

(下水道工務課)

1 提出の理由

令和 6 年度西条市公共下水道事業会計の資本的支出予算に定めた建設改良費のうち、年度内に支払義務が生じなかったものについて、その額を翌年度に繰り越したので、地方公営企業法（昭和 27 年法律第 292 号）第 26 条第 3 項の規定により、議会に報告するものである。

2 概要

管渠改良事業において、官民連携の導入可能性調査に伴う維持管理業者への意見聴取等に不測の日数を要したこと、ポンプ場建設事業及び処理場改良事業において、資材調達の遅れにより工程に遅れが生じたこと、また、ポンプ場改良事業において入札不調等により、契約締結に不測の日数を要したことにより、各事業の年度内の完成が見込めなくなったことによるものである。

3 繰越額

4 億 5, 3 3 3 万 6, 0 0 0 円

報告第3号 西条市土地開発公社の経営状況について

(用地課)

1 提出の理由

西条市土地開発公社の経営状況について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の3第2項の規定により、議会に報告するものである。

2 西条市土地開発公社の経営状況の概要

(1) 令和6年度決算関係

事業報告書
財産目録
貸借対照表
損益計算書等

(2) 令和7年度予算関係

収益的収入及び支出予算	収入	112,000円
	支出	112,000円
資本的収入及び支出予算	収入	0円
	支出	0円
資金計画	受入	2,551,000円
	支払	112,000円

報告第4号 公益財団法人佐伯記念育英会の経営状況について

(社会教育課)

1 提出の理由

公益財団法人佐伯記念育英会の経営状況について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の3第2項の規定により、議会に報告するものである。

2 公益財団法人佐伯記念育英会の経営状況の概要

(1) 令和6年度決算関係

┌	事業報告書
	正味財産増減計算書
	貸借対照表
	財産目録
	監査報告書

(2) 令和7年度予算関係

┌	経常収益	16,205,000円
	経常費用	15,011,920円
	差引（損益）	1,193,080円

報告第 5 号 株式会社西条産業情報支援センターの経営状況について
(産業振興課)

1 提出の理由

株式会社西条産業情報支援センターの経営状況について、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 243 条の 3 第 2 項の規定により、議会に報告するものである。

2 株式会社西条産業情報支援センターの経営状況の概要

(1) 令和 6 年度決算関係

事業報告
貸借対照表
損益計算書
販売費及び一般管理費
株主資本等変動計算書
個別注記表
決算監査意見書

(2) 令和 7 年度予算関係

収入予算	94,976,000 円
支出予算	94,558,000 円
差引（損益）	418,000 円

報告第 6 号 株式会社ソラヤマいしづちの経営状況について

(観光振興課)

1 提出の理由

株式会社ソラヤマいしづちの経営状況について、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 243 条の 3 第 2 項の規定により、議会に報告するものである。

2 株式会社ソラヤマいしづちの経営状況の概要

(1) 令和 6 年度決算関係

┌	事業報告
	貸借対照表
	損益計算書
	販売費及び一般管理費
	株主資本等変動計算書
	個別注記表
	決算監査報告書

(2) 令和 7 年度予算関係

┌	収入予算	62,000,000円
	支出予算	61,200,000円
	差引（損益）	800,000円

報告第 7 号 交通事故に伴う和解及び損害賠償の額の決定の専決処分
について

(林業振興課)

1 提出の理由

交通事故に伴う和解及び損害賠償の額を決定することについて、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 180 条第 1 項の規定により、次のとおり専決処分したので、同条第 2 項の規定によりこれを報告するものである。

2 概要

和解の内容等

(1) 損害賠償の額

アコーディオン門扉の損害に係る額 金 47,500 円

(2) 支払等

公益社団法人全国市有物件災害共済会から支払われる損害賠償金の範囲内で相手方に支払う。

(3) 双方とも、その余一切の異議・請求の申立てをしない。

報告第 8 号 権利の放棄について

(水道業務課)

1 提出の理由

西条市債権管理条例（平成 28 年西条市条例第 1 号）第 16 条の規定により権利を放棄したので、同条例第 17 条の規定により、議会に報告するものである。

2 概要

水道使用者が破産等の理由により、時効の援用がなされず累積している水道料金債権について、回収が著しく困難又は不能となっていることから、債権の放棄をしたものである。

上水道料金債権

件数 10 件

金額 50,395 円